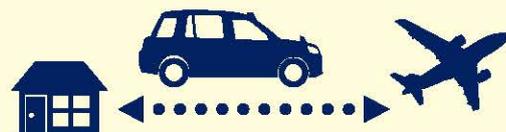


TAXI TODAY

in Japan 2018



タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

タクシー業界における 事業の適正化・活性化について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき指定される特定地域及び準特定地域は、供給輸送力の削減をしなければ、事業の健全な経営並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難である又は困難となるおそれがある地域です。

タクシー業界では、これらの地域において、地域の関係者が組織する協議会において作成される特定地域計画又は準特定地域計画に基づき、供給過剰の是正を中心とする適正化及び事業の活性化に取り組んでいます。

改正タクシー業務適正化特別措置法が、平成27年10月1日から施行され、従来13地域で行われていた**タクシー運転者登録制度が全国へ拡大**されました。

現在、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了、地域によっては試験の合格を経て、国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。

平成26年1月27日に施行された**改正道路運送法**により、トラック業界において実施されていた**適正化事業**の制度がタクシー業界においても導入され、地方運輸局が指定する民間団体等が、事業者への法令遵守に関する指導等を実施することとなりました。

現在、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会が、旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定を受けています。

CONTENTS

○タクシー業界における事業の適正化・活性化について…	1	○ケア輸送サービス ……………	17
○事業者大会 特別決議 ……………	2	○安全・安心輸送を支える人々 ……………	19
○事業者数と車両数 ……………	3	○働き方改革の実現に向けて ……………	21
○タクシーの運賃・料金 ……………	5	○交通安全対策 ……………	23
○経営の現状 ……………	7	○防犯対策 ……………	25
○年間納税額 ……………	9	○社会貢献 ……………	26
○環境に優しいタクシー ……………	10	○広報活動 ……………	27
○お客様のニーズに応える地域公共交通機関 ……	11	○情報検索サイト 全国タクシーガイド ……	29
○インバウンド対応 ……………	15	○都道府県協会一覧 ……………	30

第108回 臨時総会 第140回 理事会 第57回 全国ハイヤー・タクシー事業者大会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会



国民の安全を脅かすとともに地方創生の担い手である 地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する 白タク行為を断固阻止する決議

国民の安全を脅かし、地方創生の担い手である地域公共交通の存続を危うくする白タク行為の断固阻止！

平成27年春以降、楽天の三木谷会長が代表理事を務める新経済連盟が、「シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備」という名目の下、インターネットを利用した白タク行為を合法化すべく道路運送法の改正について、政府の規制改革推進会議（平成28年7月までは規制改革会議）、未来投資会議（平成28年6月までは、産業競争力会議）、国家戦略特区諮問会議、IT総合戦略本部等に対し繰り返し提案。

本年5月30日に開催されたIT総合戦略本部において、三木谷浩史本部員が、ライドシェアの実現を一項目とする徹底的な規制・制度改革の推進を求める「日本のIT戦略・データ利活用戦略について」なる意見書を提出。9月29日開催のIT総合戦略本部・シェアリングエコノミー検討会議では、新経済連盟よりライドシェア実現のための法的環境整備について改めて提案がなされたところ。

未来投資会議においては、民間議員である竹中平蔵氏が、ライドシェア解禁について度々発信している。

新経済連盟等の提案は、ライドシェアの事業主体が運行に関する責任を一切負わない点が最大の問題。

本提案は、道路運送法、道路交通法、労働基準法等国家の様々な法令を遵守し、安全確保のため多大なコストをかけて国民に安全かつ安心な輸送サービスを提供しているタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を著しく損なうもの。

また、ワーバー等のライドシェアは、運転者を雇用者としてではなく独立した個人事業主と位置づけ、労働関係法令の規制を脱法的に逃れようとしており、「働き方改革実行計画」が目指す社会にもそぐわないところ。

業界一致団結し、労働組合、個人タクシー業界、バス業界、自動車メーカー、消費者団体、「交通の安全と労働を考える市民会議」そして全国の地方自治体と従来にも増して緊密に連携し、このような動きを全力で阻止していく。

一方、我々タクシー業界は、少子・高齢化社会が急速に進行する中、地域公共交通機関であることを改めて自覚し、利用者ニーズの多様化、IT化の進展、観光立国の実現等に対応するべく、ライドシェア問題対策特別委員会の提案も踏まえ、スマホ配車の普及促進、UDタクシー・妊婦応援タクシー・育児支援タクシー・観光タクシーの充実、乗合タクシー全国展開のより一層の強化、キャッシュレス決済の拡充等「おもてなしの心」をもって更なるサービスの高度化を達成する。

右 決議する。

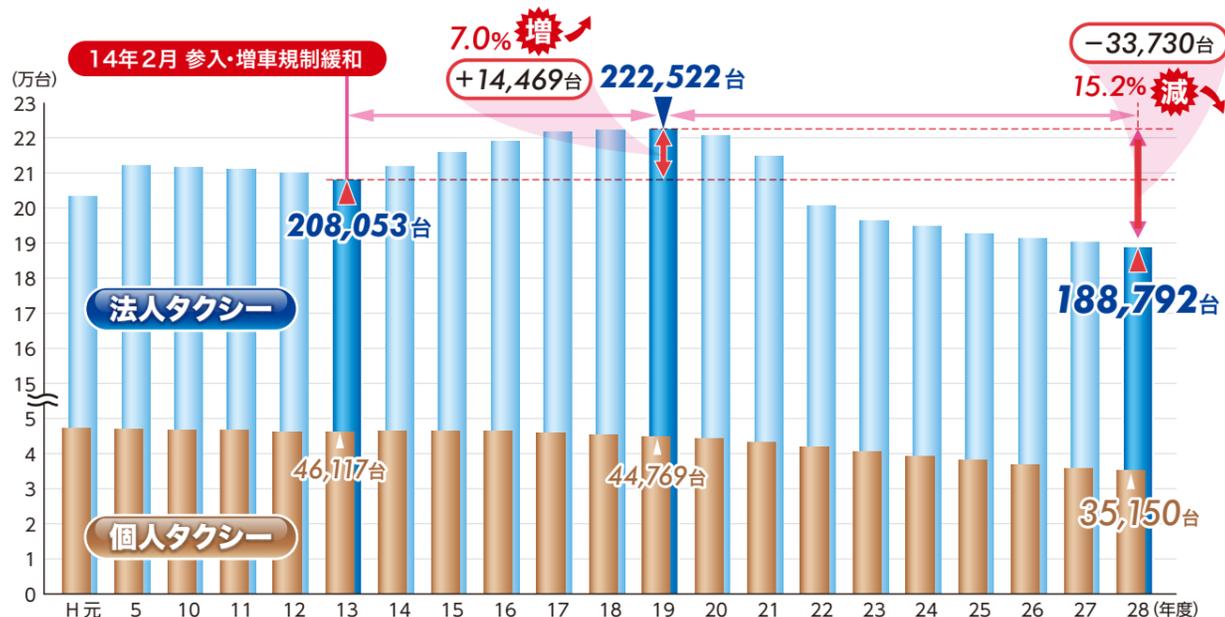
平成29年11月16日

第57回 全国ハイヤー・タクシー事業者大会

事業者数と車両数

規制緩和以降、長引く需要減少と相まって、タクシー事業は多くの地域で供給過剰が進行し、利用者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。

この問題を解決するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、法人タクシーは、サービスの活性化、事業経営の効率化等を行うとともに、供給過剰状態の是正に努めています。



タクシー総車両数 **237,348** 台

法人タクシー事業者数 **6,231** 社

法人タクシー車両数 **188,792** 台

福祉輸送限定事業者数 **10,455** 社

福祉輸送限定車両数 **13,406** 台

個人タクシー車両数 **35,150** 台

(平成29年3月末現在 国土交通省調べ)

北海道
333
10,146
596
786
1,760

青森
114
2,596
243
268
101

岩手
139
2,229
68
94
82

秋田
87
1,268
49
54
65

宮城
187
4,034
151
171
634

山形
81
1,255
45
64
77

福島
158
2,393
199
253
62

石川	74 1,794 62 69 255	富山	52 964 56 95 84	新潟	121 2,780 107 169 356	栃木	102 1,804 178 243 61	茨城	226 2,771 252 290 0
福井	53 894 90 132 115	長野	118 2,711 104 151 94	群馬	65 1,576 178 211 2	埼玉	193 5,864 499 616 190	千葉	203 5,905 541 664 722
京都	76 6,364 166 224 2,171	滋賀	29 1,263 109 145 40	岐阜	58 1,989 58 80 112	山梨	81 948 79 105 0	東京	439 30,848 910 1,290 13,788
奈良	61 1,072 293 370 13	和歌山	65 1,520 106 150 66	三重	51 1,301 227 266 5	愛知	160 8,434 355 525 724	静岡	121 4,786 135 226 231
兵庫	220 6,895 666 743 1,162	大阪	211 15,566 1,229 1,371 3,033	京都	76 6,364 166 224 2,171	奈良	61 1,072 293 370 13	和歌山	65 1,520 106 150 66
島根	102 1,221 60 74 0	鳥取	30 706 33 37 0	徳島	103 1,069 161 182 57	香川	83 1,445 77 91 119	高知	126 1,143 82 125 157
山口	123 2,360 68 101 85	広島	245 5,613 395 450 1,113	福岡	289 9,909 235 347 2,076	佐賀	45 1,103 37 46 51	熊本	165 3,230 117 179 374
長崎	139 2,649 117 195 469	大分	81 2,155 73 127 149	宮崎	45 2,075 88 108 68	鹿児島	138 3,463 72 89 308	沖縄	135 3,498 170 205 1,267

凡例

- 法人事業者数
- 法人車両数
- 福祉輸送限定事業者数
- 福祉輸送限定車両数
- 個人タクシー

(注) ①法人タクシー事業者数及び車両数は、一般タクシー(ハイヤー、患者等輸送限定車両を除く)のみ。
 ②法人タクシー事業者数は、複数の支局に営業区域を有する事業者を単一化して算出した値。
 ③福祉輸送限定事業者とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、要介護者、要支援者、その他単独で公共交通機関を利用することが難しい利用者などに旅客を限定して営業するタクシー事業。
 ④タクシー総車両数は、各指標を単純に合計したものである。

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃*の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

*上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた98の運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の7割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。

運賃の基本は、計量法が適用されるメーターを使用した距離制運賃ですが、利用条件や地域により異なる運賃・料金もあります。

TAXI 運賃

距離制運賃（時間距離併用）

初乗り運賃+初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃

例 東京都（特別区・武三地区）
普通車の上限運賃 初乗1.052km 410円
加算237m 80円
（※ 時間距離併用 1分30秒 80円）

※…10km/h以下の限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算

時間制運賃

営業所で事前特約による実拘束時間に応じた運賃

例 東京都（特別区・武三地区）
普通車の上限運賃 初乗 1時間 4,650円
加算30分 2,110円

定額運賃

特定の運送区間について定額による運賃

- ・施設間又は施設との一定のエリア間
- ・大規模イベント開催期間中の駅と会場の区間
- ・観光ルート別

割引運賃

- **公共的割引**
身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者、運転免許証返納者等
- **遠距離割引**
一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引
例 9,000円超え 1割引
- **営業的割引**
クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

割増運賃

深夜早朝、冬期、寝台など

運賃ブロック
98
ブロック
(平成30年3月末現在)

12
ブロック
九州運輸局

7
ブロック
中国運輸局

2
ブロック
沖縄（総合事務局）

7
ブロック
北陸信越運輸局

14
ブロック
近畿運輸局

8
ブロック
中部運輸局

8
ブロック
四国運輸局

16
ブロック
関東運輸局

14
ブロック
北海道運輸局

10
ブロック
東北運輸局

TAXI 料金

迎車回送料金
お客様の依頼により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

待ち料金
お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

サービス指定予約料金
1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受

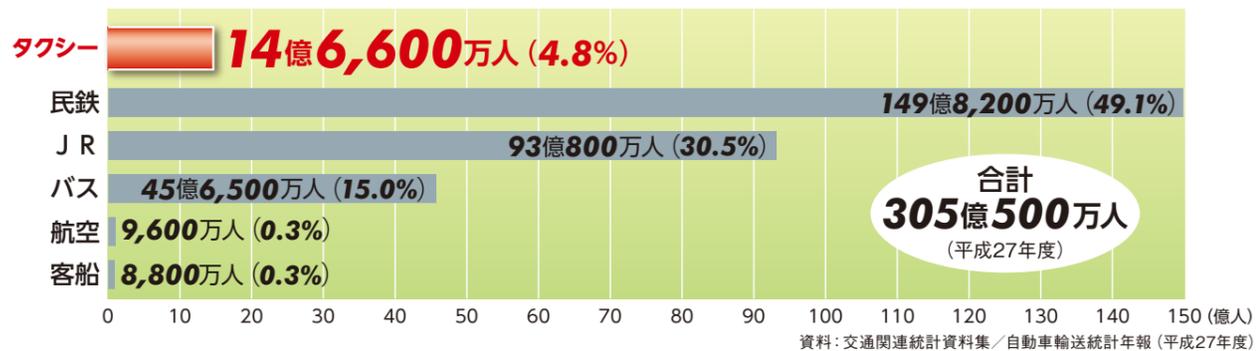
- **時間指定配車料金**
お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用
- **車両指定配車料金**
ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用

※介護料金等の運送に直接伴わない料金は、認可や届出が不要とされています。

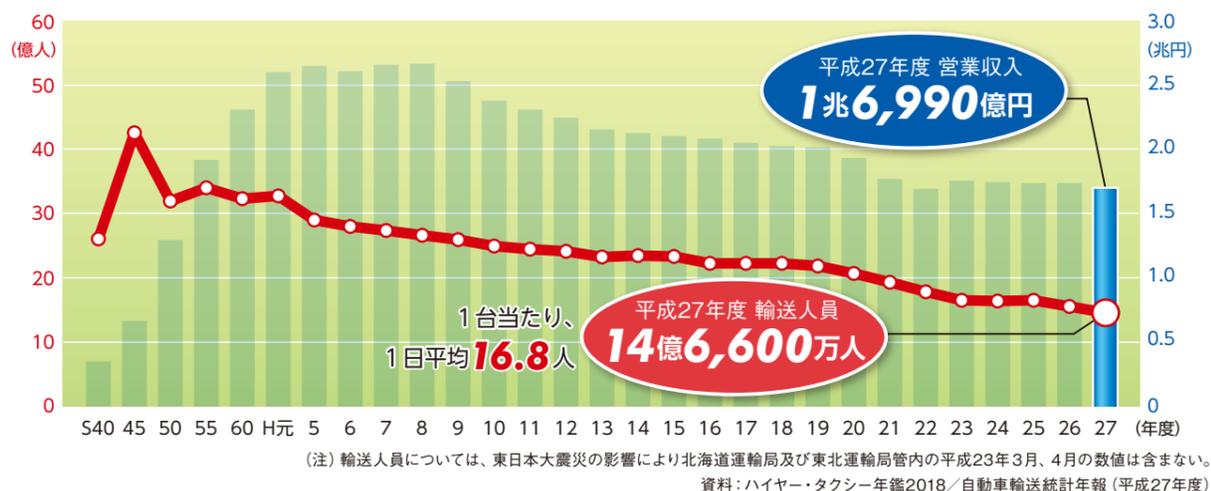
経営の現状

自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、需要は減少傾向にあります。

交通機関別輸送人員

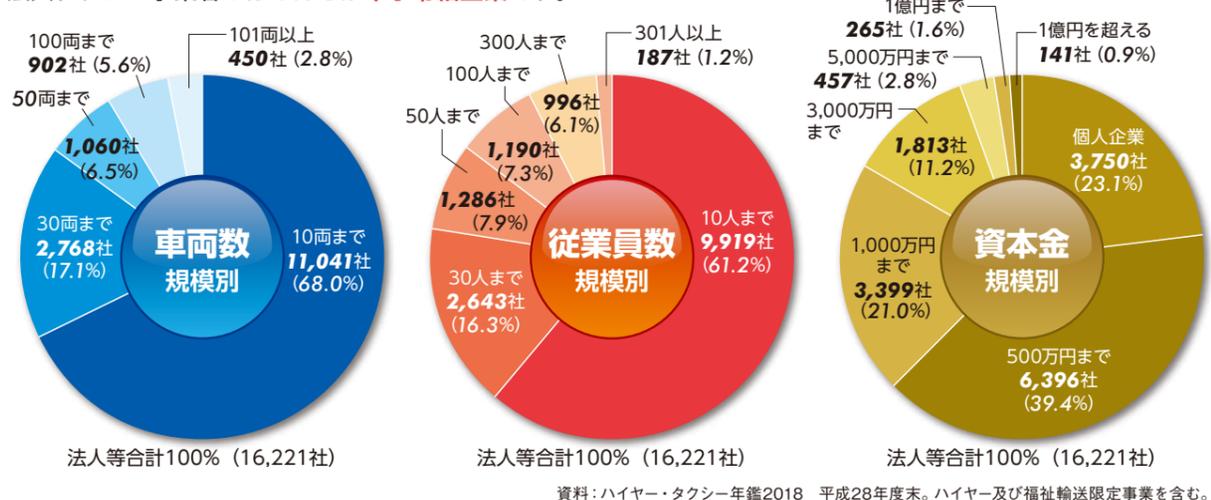


タクシー輸送人員と営業収入



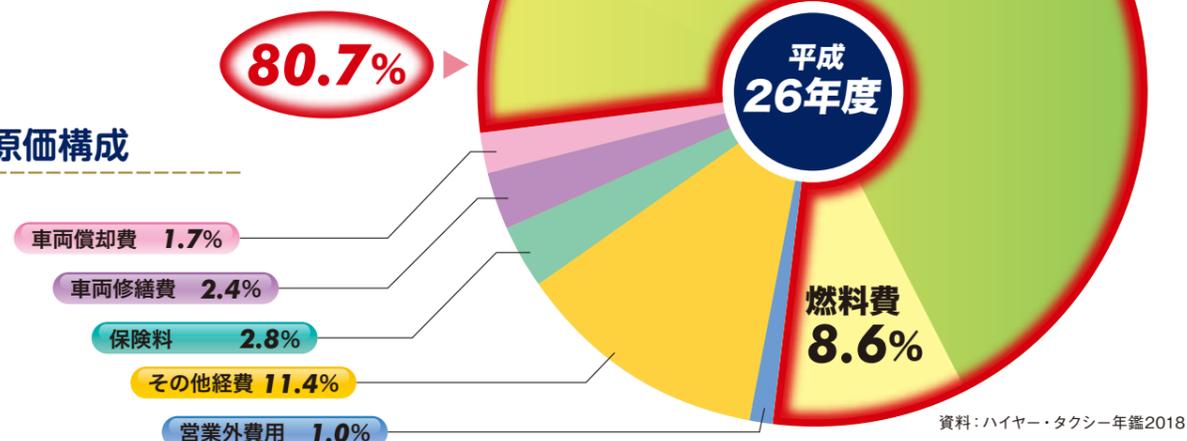
事業規模

法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

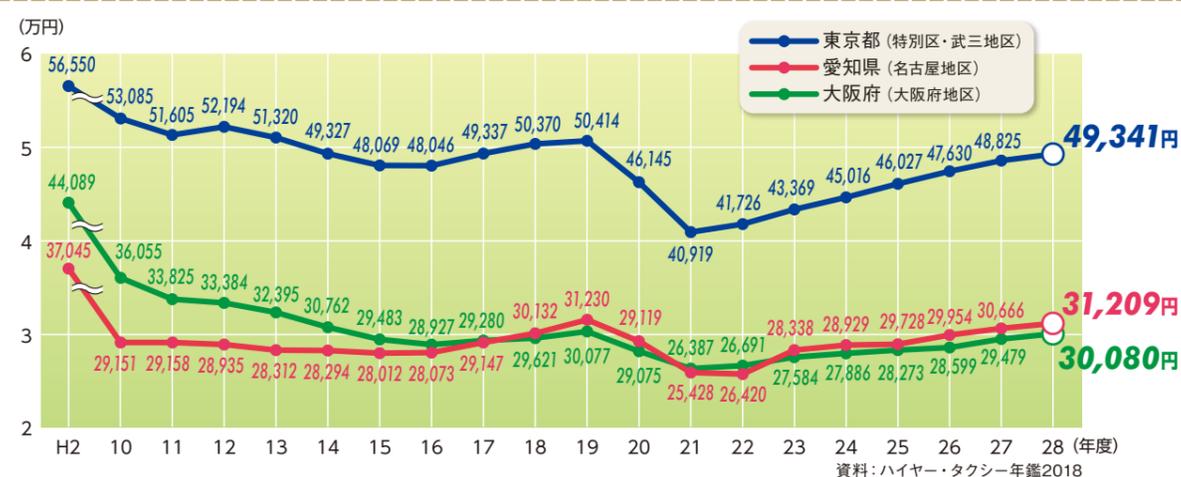


タクシー事業は典型的な労働集約産業です。乗務員等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の約8割を占めています。

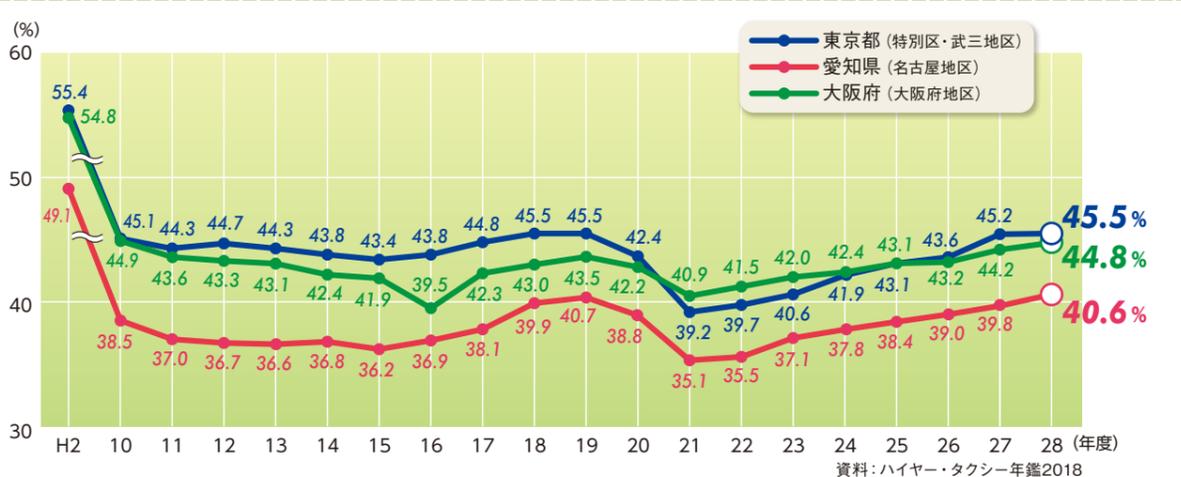
原価構成



各地の日車営業収入の推移 (法人)



各地の実車率の推移 (法人)



年間納税額

 タクシー1台当たりの年間納税額

タクシーLPG使用車両の場合の負担税額

(普通車) **595,551円**

平成29年4月1日現在 東タク協資料から抜粋

項目	税額	算出の基礎	
国税	石油ガス税	153,625円 税額=1ℓ 9円80銭 年間走行=89,352km (1日248.2km) 保持キロ=1ℓ 5.70km	
	石油石炭税	16,328円 税額=1t 1,860円 年間使用量=15,676ℓ	
	消費税	車両	普通車 40,992円 車両価格2,562,000円の8/100 =204,960円÷5年
		燃料油脂費	74,256円 27年度 実働1日1車当たり運送収入48,911円の5.2/100 =2,543円×365日×8/100
		車両修繕費	20,002円 27年度 実働1日1車当たり運送収入48,911円の1.4/100 =685円×365日×8/100
		営業外費	14,279円 27年度 実働1日1車当たり運送収入48,911円の1.0/100 =489円×365日×8/100
	その他経費	248,521円 27年度 実働1日1車当たり運送収入48,911円の17.4/100 =8,511円×365日×8/100	
自動車重量税	7,800円 0.5t 当たり2,600円		
地方税	自動車取得税	普通車 10,248円 車両価格2,562,000円の2/100 =51,240円÷5年	
	自動車税	9,500円 (営業用) 1500ccを超えるもの	

(注) 消費税は平成26年4月1日より8%課税

環境に優しいタクシー

温室効果ガス排出量の **軽減** に努力しています

ハイヤー・タクシー業界の低炭素社会実行計画

(自主的行動計画) 全タク連 平成27年5月25日

目標① 2020年度目標値

2010年度比**20%のCO₂を削減**する。

目標② 2030年度目標値

2010年度比**25%のCO₂を削減**する。

具体的な計画

① タクシー車両の環境対応車への切り替え

●2020年度までにタクシー車両の30%を、2030年度までにタクシー車両の40%をHV車及びEV車等への代替を進めるとともに、LPガスを燃料とするHV車の早期販売を自動車メーカーへ働きかける。



LPGハイブリッドタクシー



電気自動車(EV)タクシー



プラグインハイブリッドタクシー



燃料電池車(FCV)タクシー

② タクシー車両数の適正化

●2013年11月に改正された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、供給過剰を解消するため減・休車の実施を推進する。

③ タクシーの利用促進

- ユニバーサルドライバー研修を推進し、質の高い乗務員の養成を図る。
- タクシー乗り場の整備やスマートフォン等の先進技術の導入を促進することにより、利用者利便の向上を図り利用促進を図る。
- 乗合タクシーの充実を図り、自家用車使用の抑制に繋げる。

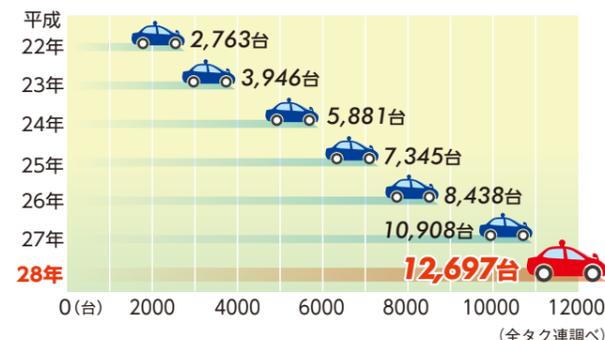
④ 観光タクシーの充実及びPR

⑤ 運行の効率化

⑥ エコドライブ等の実施 など

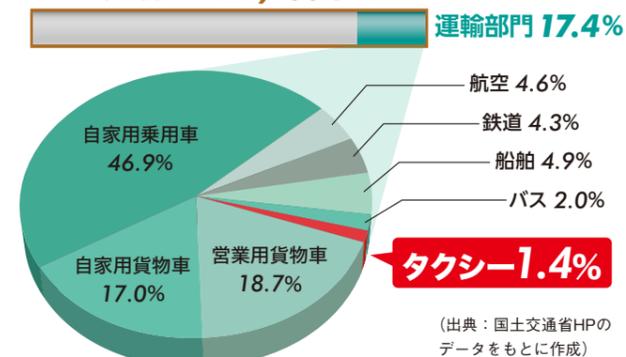
全国で低燃費車両の導入が進んでいます

ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車タクシー等の合計台数 (法人・年度末)



運輸部門の運輸機関別 二酸化炭素排出量(平成27年度)

日本の排出量 122,700万トン



タクシーは環境に優しいLPG車を使っています

- LPGは原油や天然ガスの随伴ガスとして産出・回収されるものです。また、LPGは原油にも含まれており、その成分は製油所で精製によって分離されます。LPGは、天然ガス同様、NoxやPM排出の少ない燃料です。
- 76%がLPG車です。(平成29年3月末)

グリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)を推進しています

- グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。グリーン経営は、中小規模の事業者でも環境改善に向けた取組の目標設定とその評価が容易になり、自主的で継続的な環境保全活動を行うことができます。(平成29年12月末現在で445事業所が認証を取得)



お客様のニーズに応える地域公共交通機関①

365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

乗合タクシーは、ワゴン型やセダン型のタクシー車両を使った乗合型の公共交通です。

主に、バスが運行できない過疎地域等において生活交通を確保するために運行されていますが、このほかに空港と周辺市町村を結ぶ空港型等もあります。

乗合タクシーには、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型乗合タクシーもあります。

これらの乗合タクシーは、全国で4,174コース11,943台(平成29年3月末現在)が運行しています。



計 **4,174** コース **11,943** 台

過疎型

3,239コース

過疎地における廃止バス路線の代替などに対応

空港型

383コース

空港と周辺市町村を結ぶ

観光型

263コース

地域の観光スポットを効率よく周遊

都市型

99コース

都市部において駅などを出発点として一定のエリア内を運行

福祉型

41コース

マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出掛け支援に対応

団地型

32コース

住宅団地と駅などを結ぶ

その他 **117** コース

地域公共交通確保維持改善事業について

地域公共交通活性化再生法を踏まえ、国土交通省では、地域公共交通確保維持改善事業により地域の多様な関係者が協働した地域公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組を支援しています。

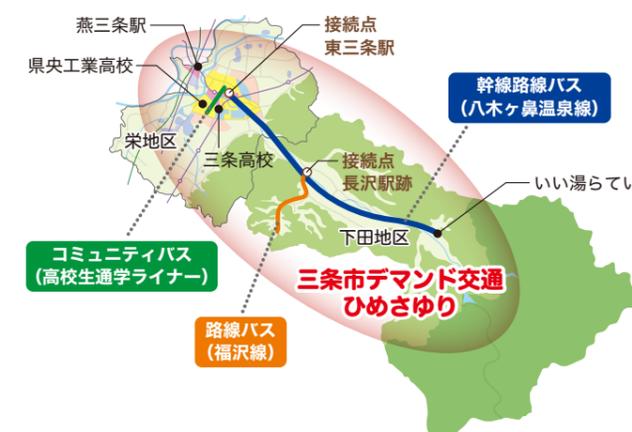
同事業による支援・補助は、廃止路線バスの代替等、過疎地を中心に乗合タクシーに多く活用されており、国、自治体、タクシー業界が一体となって、地域住民の皆様の足の確保に努めています。

乗合タクシー導入事例①

市内全域で運行するデマンド交通「ひめさゆり」

新潟県三条市

- バス路線を廃止・縮小し、代わりに、デマンド交通の停留所を市内約600か所に設置(半径300mに1か所)。
- 高齢者の外出機会を増大し、自宅や目的地と停留所の間を歩くことにより、健康増進にもつなげる。
- 運行サービスの向上と持続性を確保するため、乗車人数によって自治体から支払われる補助金額が上がり、利用者の運賃が安価となる基準を導入した。



運行状況

- 利用者 事前予約制(利用の1時間前まで)
- 運賃 1人乗車の場合は500円~3,000円
乗合い乗車の場合は1人当たり400円又は800円
- 運行車両 セダン型タクシー、ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 平日約240便運行(平成28年度)、8:00~18:00
- 一運行当たりの走行距離と乗車人数に応じた事業者収入金額を定め、運行実績に基づき自治体から運行費用を支払う。
- 利用者の評価は高く、平成28年度実績として、乗車人数は1日当たり約300名。



乗合タクシー導入事例②

楠ヶ丘地域乗合タクシー「くすまる」

大阪府河内長野市

河内長野市が持続可能な公共交通の確保を基本方針とした「河内長野市公共交通のあり方」を策定し、協働による地域主体の公共交通の確保や公共交通空白・不便地域の解消に取り組む中で、「急坂が多く道が狭いためバスが通れない」「高齢化が進んできた」等の課題を抱えていた楠ヶ丘地域において、地域・事業者・市の三者協働による乗合タクシーを平成23年11月から導入。同地域と生活に必要な不可欠な買物・通院等の施設が集中する駅前との間を巡回している。



運行状況

- 利用者 どなたでも利用可能
- 運賃 1回200円
- 運行車両 ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 1日18便運行、8:30~18:50
- 事業者、地域の住民、河内長野市が一体となり、タウンウォッチングを行い、ルート、停留所位置等の選定を共同で行った。
- 南海高野線三日市町駅と楠ヶ丘地区の10停留所を巡回。
- 収支率は約8割で、赤字部分は市が補助を行っている。



お客様のニーズに応える地域公共交通機関②

TAXI スマートフォンによる配車

スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。

スマートフォンのGPS機能等を活用し、効率的にお客様をお迎えに上がります。

全国レベルの配車アプリから各地域に特化した配車アプリまで、約100種類(平成29年末現在)の配車アプリがあります。

また、スマートフォンのアプリを活用した事前確定運賃や相乗りタクシー等の実証実験・検討を行っています。



TAXI 観光タクシー

各地で観光ガイドタクシーの認定を受けた乗務員が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。

また、各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩な観光コースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃でご利用いただけます。



TAXI 定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。



TAXI 専用乗り場の設置

優良タクシー乗り場、EV・HVタクシー優先乗り場、近距離乗り場、UDタクシー専用乗り場等、お客様のニーズに対応した専用乗り場の設置に努めています。



UDタクシー専用乗り場(神奈川・新川崎駅)

TAXI 妊婦応援タクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に必要な研修を受けた乗務員がかりつけの病院までお送りします。

出産時だけでなく、定期検診などの際にも安心してご利用いただけます。



TAXI 育児支援タクシー

保護者の負担を軽減するため、必要な研修を受けた乗務員がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけの乗車もできます。



TAXI 介護タクシー

介護保険の要介護者の方々に対し、指定居宅サービス事業者のタクシーでは、介護資格を保有する乗務員や同乗するヘルパーが乗降介助や身体介護サービスを提供します。



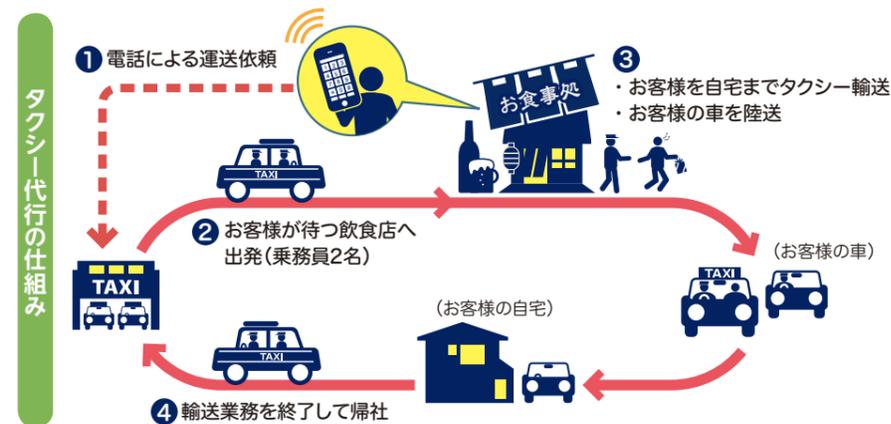
TAXI 便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに必要なサービスを提供します。



TAXI タクシー代行

全国で年間約54万回の輸送を行い、飲酒運転の防止に役立っています。安心してご利用いただけるよう、対人対物等の任意保険に加入しています。





インバウンド対応

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今後更なる訪日外国人の増加が見込まれています。タクシー業界では、**訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン**を策定し、訪日外国人のニーズに対応した安全で快適なタクシーサービスの向上に取り組んでいます。

訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプランの概要

母国と同じタクシー・ハイヤー利用環境づくり

- 1 日本の配車アプリの多言語化の普及促進**
タクシー配車アプリについて、外国人のお客様にもご利用いただけるよう、外国語版の導入を更に促進していきます。
- 2 海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリ・タクシー事業者との連携**
海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリの相互利用を進め、訪日外国人が自国の配車アプリでスムーズに日本のタクシーを利用できるようにしていきます。



言葉の不安解消

- 1 外国語で接遇できるドライバーの採用促進**
外国語に堪能なドライバーやインバウンド対応ドライバーの採用を進めます。
- 2 外国人対応研修・認定制度の充実・拡大**
諸外国の文化・習慣や挨拶とその対応等についての研修を更に促進します。

2019年度末までに
外国語対応ドライバー
1万人に



研修の様子

3 空港・主要駅での利用環境の向上

外国語接遇ドライバー専用乗り場・入講レーンの設置・拡大を進めます。



京都では、訪日外国人向けタクシー「フォーリンフレンドリータクシー」の取組を実施しており、専用乗り場を設置しています。

- 乗務員** 外国語及び接遇研修を受講
- 車両**
 - ・大型スーツケースが2個以上搭載可能
 - ・各種クレジットカード及び交通系ICカードが利用可能

4 多言語音声翻訳システムの導入

多言語音声翻訳システムを内蔵したスマートフォン・タブレットの導入の検討を進めます。

東京、鳥取に続き、沖縄において、総務省が推進している多言語音声翻訳システム内蔵のタブレットを搭載したタクシーによる社会実証を行っています。



決済の不安解消

2018年度末までに
3大都市圏において
キャッシュレス対応100%、
2019年度までに地方部で
対応車両の普及率倍増を
目指します。

- 1 キャッシュレス決済への対応**
海外から日本を訪れたお客様にスムーズにタクシー運賃をお支払いいただけるようクレジットカード、電子マネー、交通系ICカード、Alipay、Wechatpay対応決済端末の導入を促進します。
- 2 外国語対応・キャッシュレス決済対応車両の見える化**
外国語対応・キャッシュレス決済対応車両にステッカーを表示して見える化を図ります。

関係機関・団体と連携したプロモーション活動

- 1 訪日外国人に対するタクシーの利用・予約方法等のプロモーション活動**
- 2 JNTO（日本政府観光局）と連携した海外プロモーション活動**
- 3 訪日外国人のニーズに対応した観光・周遊ルートの開発**

ケア輸送サービス

高齢者、障がい者等手助けが必要な方々のための
タクシーの外出支援サービスをケア輸送サービスと呼んでいます。

ユニバーサルデザインタクシー

健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている車両で流し営業も行う通常のタクシーです。

平成29年3月末現在、全国で約**1,000**台のユニバーサルデザインタクシーが導入されていますが、今後、東京都では2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに**10,000**台の導入を目指す等、各地で導入を推進しています。



平成29年10月、トヨタ自動車から新型車 JPN TAXI (ジャパntaxi) が登場しました。
JPN TAXI は、LPG ハイブリッドシステムによる高い環境性能を備えたユニバーサルデザインタクシーです。



JPN TAXI 出発式の模様 (東京・台場)
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートを取り付けた JPN TAXI



ユニバーサルデザインタクシーの
表示マークデザイン(UDレベル1)

平成24年3月から、国において標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定制度が創設され、認定を受けたユニバーサルデザインタクシーは、マークを車体に表示しています。



日産自動車 NV200 タクシー ユニバーサルデザイン

福祉タクシー

車椅子のまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両、乗降が容易な回転シート付きのセダン型車両です。

全国で約**15,000**台導入されています。



研修修了者は

全国で約**48,000**人

(平成30年3月末)

ユニバーサルドライバー研修

平成23年から、各地のタクシー協会、無線協同組合、事業者等において、一般タクシー乗務員に対し統一的なカリキュラムによる**ユニバーサルドライバー研修**を実施し、高齢者や障がい者等の多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保等、適切な対応ができるよう取り組んでいます。

なお、東京都特別区武三地区及び大阪府では、タクシーセンターにおいて全ての新任乗務員が本研修を受講しています。





働き方改革の実現に向けて

公共交通機関であるタクシーは、お客さまの利便性を向上させるとともに、事業経営の効率化につながる生産性の向上や若年者や女性を始めとする乗務員の確保・育成等を図っています。また、魅力ある産業として生き残るため、長時間労働の縮減や年休の取得しやすい態勢づくりなど、**働き方改革の実現に向けたアクションプラン**を策定し、誰もが働きやすい労働環境の改善に取り組んでいます。

自動車運転者の労働時間等の改善基準

運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣告示により拘束時間の限度や休日労働の回数が定められています。

	日勤の勤務	隔日の勤務
拘束時間	1日 13 時間以内 1カ月 299 時間以内 (特例あり)	1勤務 21 時間 1カ月 262 時間 (特例あり) [地域的事業等により延長あり]
最大拘束時間	1日 16 時間以内 (特例あり)	1勤務 21 時間 (特例あり)
休憩時間	継続 8 時間以上	継続 20 時間以上
時間外労働	1日、1勤務、1カ月の総拘束時間の範囲内	
休日出勤	1カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回	

(改正：平成9年1月30日、労働省告示第4号)

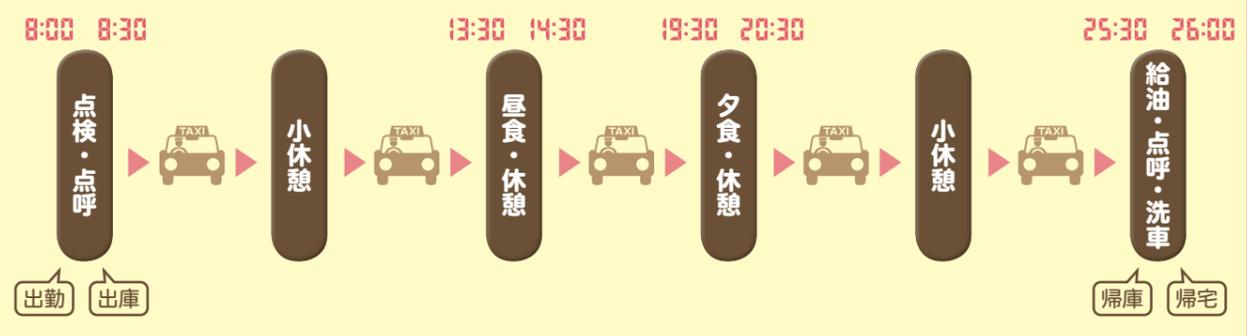
通常の日勤勤務

休憩時間を除く実労働時間が週40時間(1日8時間、週5日勤務に相当)以内であることが原則ですが、フレックスタイム制(始業・終業時刻を乗務員の都合に合わせて)を採用している事業者もあります。残業は可能ですが、最大拘束16時間の制限あり。

また、働く方の家庭事情や都合に合わせて、1日の勤務時間が短い方や月の勤務日数が少ない方もいます。

隔日勤務の例

※実労働時間15時間(拘束18時間—休憩3時間)
※残業は可能ですが、最大拘束21時間の制限あり。

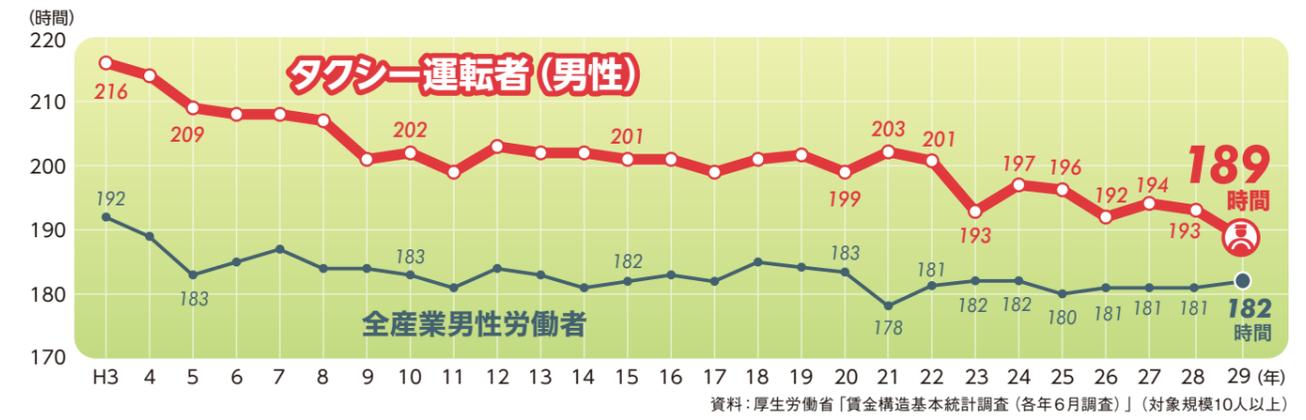


勤務表の例 (月30日)

	月	火	水	木	金	土	日
出勤	出勤	明け休	出勤	明け休	公休	出勤	明け休
出勤	明け休	公休	出勤	明け休	指定休	指定休	
公休	出勤	明け休	出勤	明け休	公休	出勤	
明け休	出勤	明け休	公休	出勤	明け休	出勤	
明け休	公休						

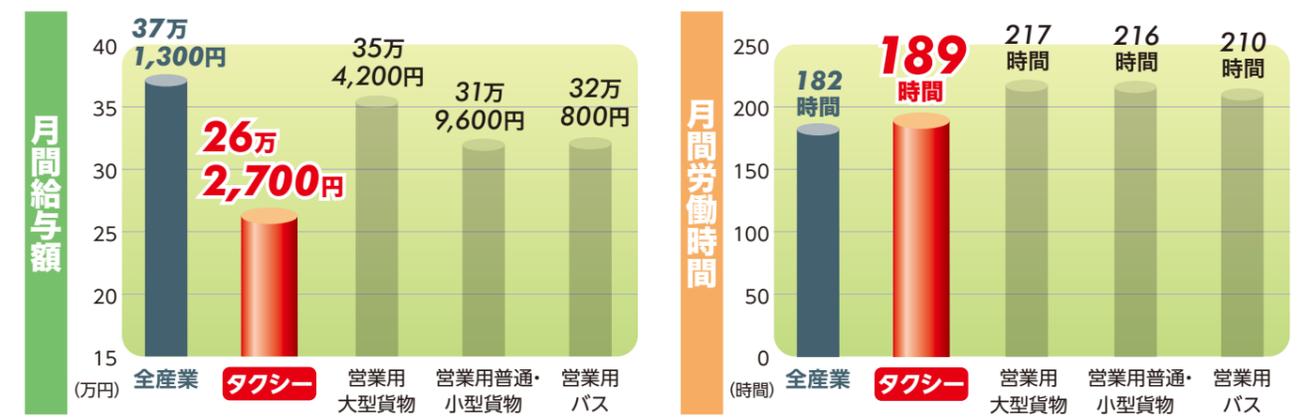
※休日出勤は可能ですが、2週に1回の制限あり。

月間労働時間の推移



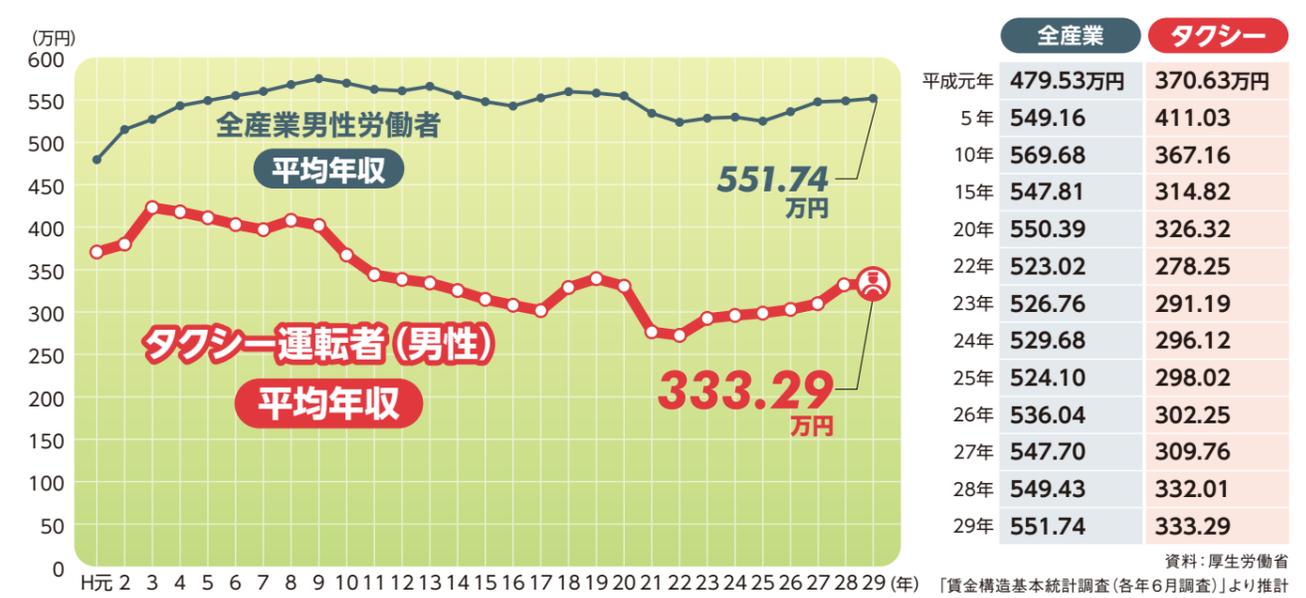
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(各年6月調査)」(対象規模10人以上)

自動車運転者(男性)の賃金、労働時間の状況(平成29年)



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(6月調査)」(対象規模10人以上)

年間賃金水準



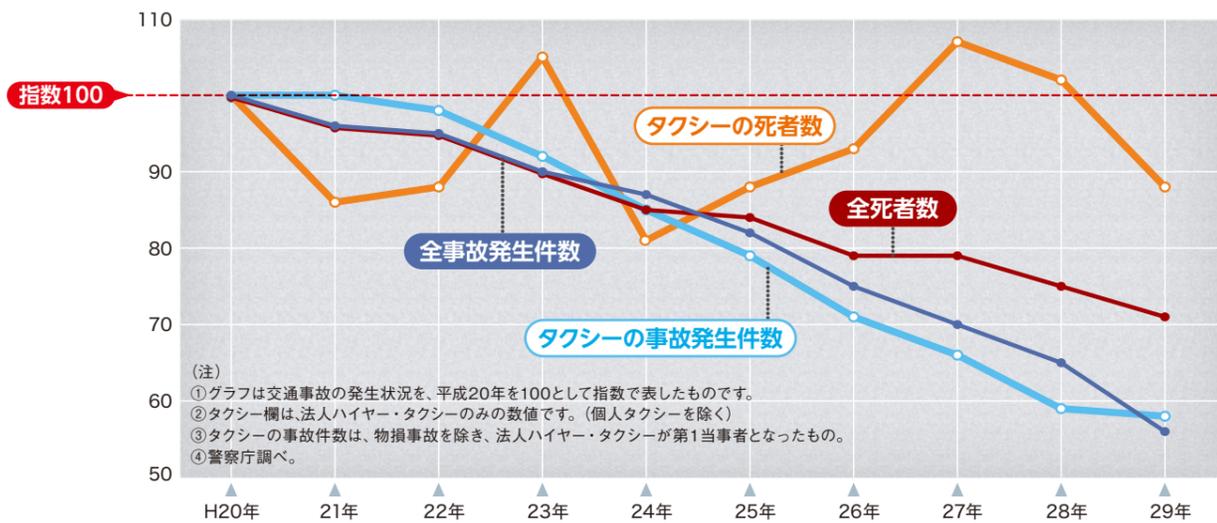
	全産業	タクシー
平成元年	479.53万円	370.63万円
5年	549.16	411.03
10年	569.68	367.16
15年	547.81	314.82
20年	550.39	326.32
22年	523.02	278.25
23年	526.76	291.19
24年	529.68	296.12
25年	524.10	298.02
26年	536.04	302.25
27年	547.70	309.76
28年	549.43	332.01
29年	551.74	333.29

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(各年6月調査)」より推計

交通安全対策

タクシーが第1当事者となる交通事故は減少しているものの、死者数については依然として高止まりの傾向にあり、業界の最重要課題として様々な交通安全対策を推進しています。

交通事故発生状況(指数)

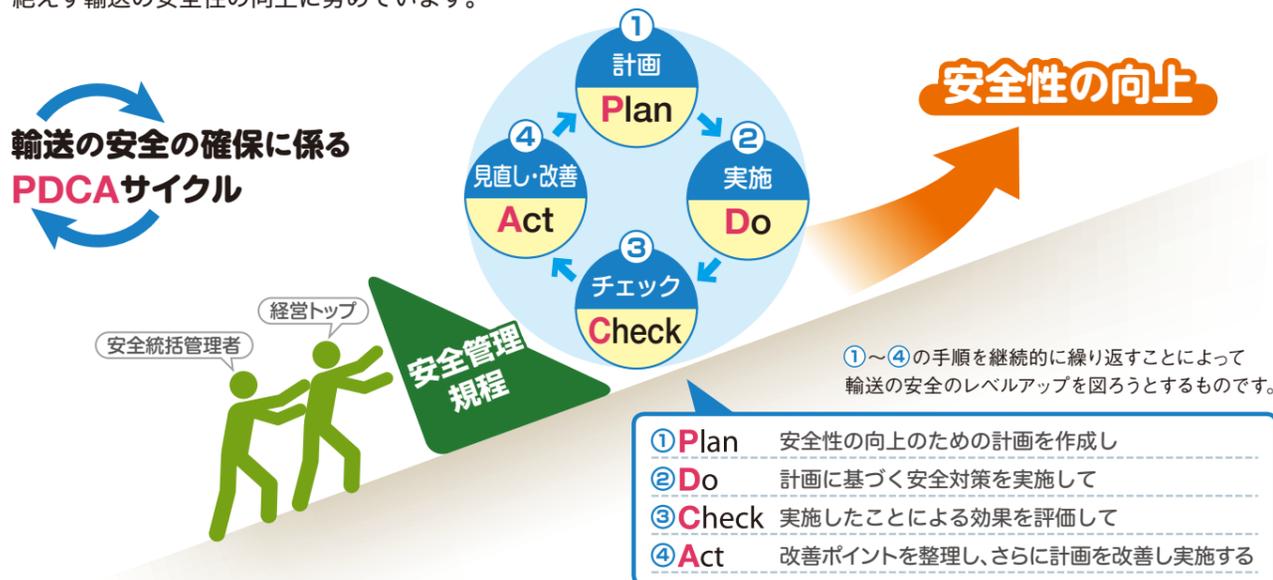


(注) ① グラフは交通事故の発生状況を、平成20年を100として指数で表したものです。
 ② タクシー欄は、法人ハイヤー・タクシーのみの数値です。(個人タクシーを除く)
 ③ タクシーの事故件数は、物損事故を除き、法人ハイヤー・タクシーが第1当事者となったもの。
 ④ 警察庁調べ。

総数	全事故件数	766,394	737,637	725,924	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201	427,165
	全死者数	5,209	4,979	4,948	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694
タクシー	事故件数	20,764	20,851	20,250	19,183	17,750	16,323	14,792	13,655	12,315	12,008
	死者数	42	36	37	44	34	37	39	45	43	37

運輸安全マネジメント

事業者の安全確保義務を明確にした、「運輸安全マネジメント」(平成18年10月開始)により、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めています。



ハイ・タク事業における総合安全プラン2020

国の方針を踏まえ
平成29年9月策定

- 法人タクシーの事故削減目標 (Plan)**
 - ① 平成32年までに **死亡事故件数23件** 以下
 - ② 平成32年までに **人身事故件数8,760件** 以下
 - ③ 飲酒運転ゼロ
- 当面講ずべき措置 (Do)**
 - ① 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築
 - 重点施策**
 - 【ア】 事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化
 - 【イ】 利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上
 - ② 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶
 - ③ 自動運転、ICT技術等新技術の利用・普及の促進
 - ④ 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策
 - ⑤ 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応
- フォローアップ (Check、Act)**
 - 本プランに掲げた目標を確実に達成するため、交通安全委員会等が中心となってチェック体制を構築し、PDCAサイクルに沿って定期的・継続的にチェックを行う。



教育指導

運転者に対して乗務開始前及び乗務終了後点呼を実施して、日常的に輸送の安全、健康管理を含む指導を行っています。また、国の指針に則り必要に応じた指導監督や(独)自動車事故対策機構の適性診断を受診させています。



点呼風景

運行管理者の選任

タクシーを5両以上運行している営業所には、有資格者の中から運行管理者を選任しなければなりません。また、タクシー車両が40台を超える場合は、40台ごとに1名の運行管理者を選任しなければなりません。

運転者の健康管理について

タクシー事業者は、運転者に対して雇入れ時及び定期的健康診断を受診させることが義務付けられており、運転者の健康状態の把握に努めています。

また、国土交通省が作成した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」や「睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「脳血管疾患対策ガイドライン」に沿って運転者の健康増進・管理を着実に実施し、健康起因事故防止に努めています。



ドライブレコーダー

搭載台数 **約14.1万台** (平成29年3月末現在)
(搭載割合は約79.0% 全タク連傘下会員事業者)

フロントガラスにカメラを装着し、運転中に記録された前方の交通状況等の映像を解析し、運転者の安全教育等に活用し効果を上げています。

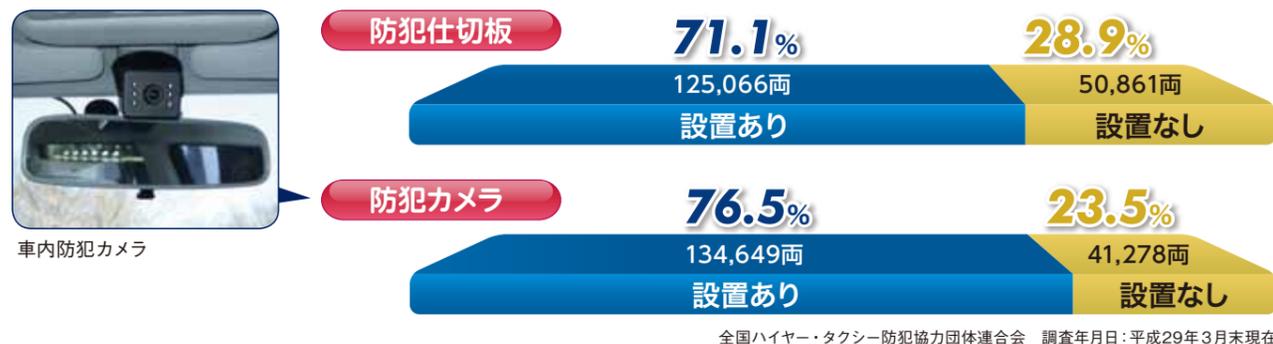


シートベルト着用促進ステッカー(車内)

防犯対策

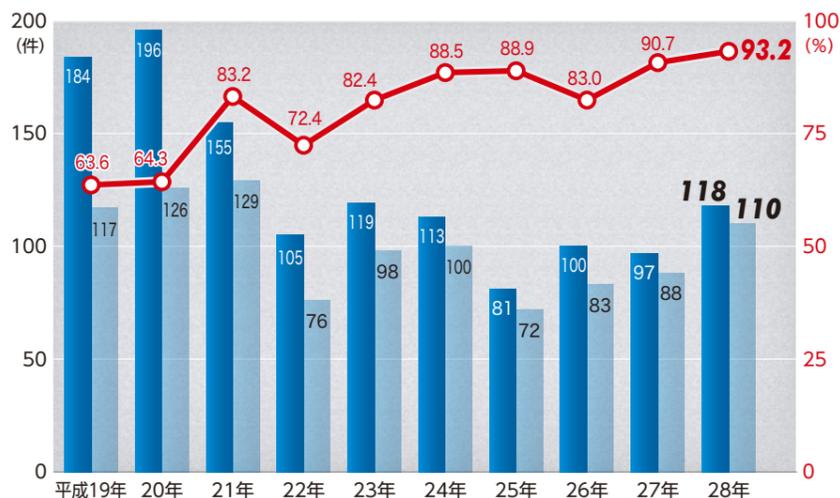
タクシー事業者は、乗務員に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。
更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

設置状況



タクシー強盗の発生・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は首都圏を中心に発生しています。



警察官による防犯指導

タクシーの防犯基準 (概要)

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	・営業所等で防犯責任者を指定 ・乗務員に防犯必携(防犯マニュアル)の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	・車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 ・乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持 ・車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
防犯設備	・車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等防犯設備の設置等
その他	・事業者の防犯必携(防犯マニュアル)の作成 ・車外防犯灯に関する広報等



タクシー強盗を想定した防犯訓練

社会貢献



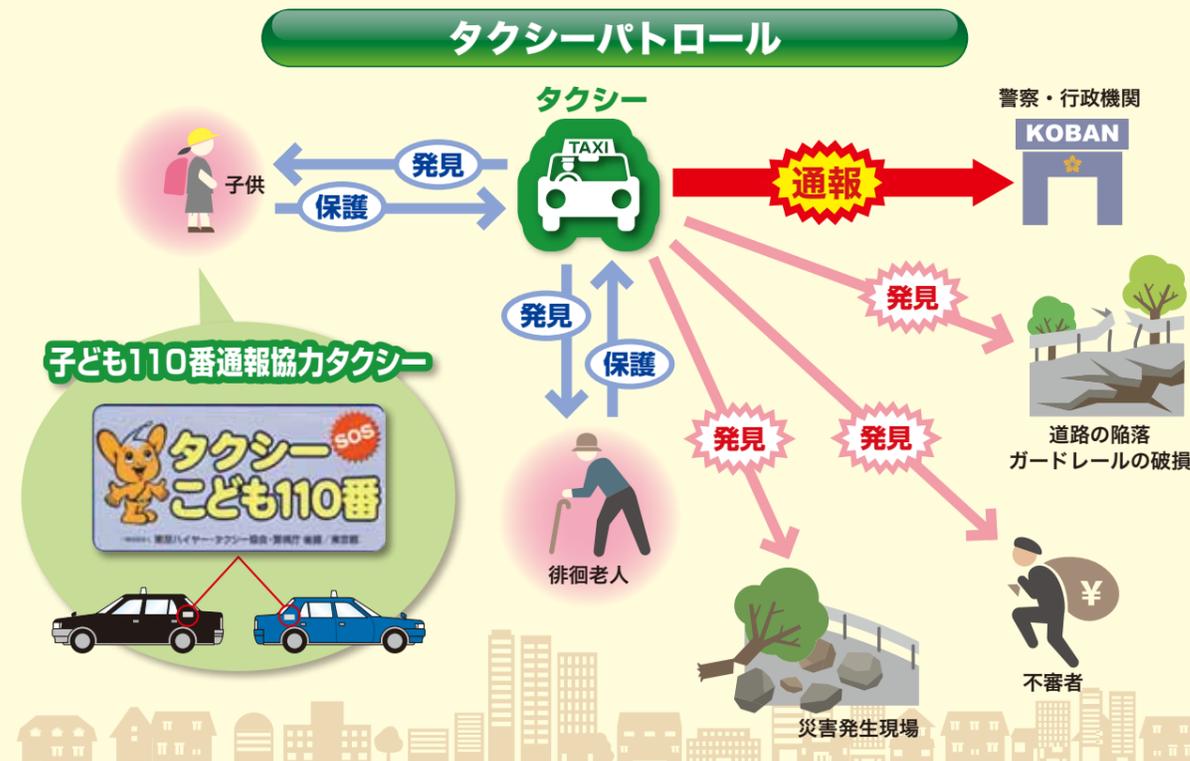
ラグビーワールドカップは2019年、全国12都市で開催されます。



「ながらスマホ」はNO!で交通安全。

地域の安全を確保するために取り組んでいます

タクシーは、365日24時間、あらゆる場所を走行しています。



防災レポートタクシー

特別な研修を受けた運転者が、的確・迅速に情報を提供し、地域防災に貢献しています。



「火災予防」 通報協力タクシー

特に夜中など火災予防に関する情報を110番、119番に通報することで火災の防止に役立っています。



熊本地震の発生に際し

熊本県タクシー協会は自治体の要請を受け、被災地からの避難や被災地への支援物資などの輸送に協力させていただきました。それらの対応について功績があったとして、平成28年11月に九州運輸局長から感謝状を贈られました。
全国各地のタクシー事業者・協会と地方公共団体との間で、災害時における緊急輸送や情報提供に関する協定を締結している事例が多くみられます。





広報活動

タクシーが我が国に誕生したのは、大正元年（1912年）8月5日（注）です。現在の東京・有楽町マリオンが所在する地（千代田区有楽町2-5）に設立された「タクシー自動車株式会社」が、タクシーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始しました。全タク連では平成元年（1989年）にこの日を「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャンペーンを実施しています。

（注）タクシーの営業開始日が8月であることは確かですが、開始日については諸説あります。

●「タクシーの日」の主な行事の状況（平成29年）

- | | |
|-----------------------------|--|
| ①交通遺児等育成基金等に寄付金を贈呈（募金活動を含む） | ⑧献血運動の実施 |
| ②社会福祉協議会に車椅子を贈呈 | ⑨公共施設、タクシー乗り場などの清掃 |
| ③次世代タクシーの展示 | ⑩抽選、クイズ等による旅行やタクシー乗車券、タクシークーポン券、タクシーチケット等の贈呈 |
| ④キャンペーン、イベントの実施 | ⑪交通川柳の募集 |
| ⑤啓蒙活動び事業所の顕彰・乗務員表彰の実施 | ⑫新聞、ラジオ等による広報活動 |
| ⑥被爆者の原爆慰霊碑参拝の送迎 | ⑬掲出物（のぼり旗の掲出）、頒布物（ポケットティッシュ、うちわ、リーフレット等の配布）による広報活動 |
| ⑦交通安全グッズ、交通安全横断幕の贈呈 | |



鹿児島

次世代タクシーの「JPN TAXI（ジャパンタクシー）」と100年前のT型フォード、新旧タクシーの展示



茨城

各支部の主要駅でタクシー利用者にポケットティッシュを配布



新潟

長岡署が「オレオレ詐欺撲滅」ステッカーを作成し、長岡市内のタクシー会社8社・約300両が掲出に協力。関連グッズ配布



青森

駅前広場や公園等の清掃後、うちわを配布



「交通安全横断幕」の贈呈。祭りの観客らにタク日PRうちわを配布。のぼり旗を各所に掲示

佐賀



兵庫

主要駅で街頭キャンペーンを実施



福岡

タクシーデザインコンテストを実施し、優秀者には実際に車両にラッピングして運行。無事に運行出来るように交通安全祈願



広島

次世代タクシー車両等の広報イベントを開催。子どもタクシー乗務員体験も実施。原爆慰霊碑参拝の送迎。



沖縄

交通遺児育成会へ募金、老人会へタクシークーポン券を寄贈等。白タクに関するチラシの配布による啓蒙活動



和歌山

主要駅やタクシー乗り場、当日乗車のお客様に計2万個のポケットティッシュを配布し広報



名古屋

名古屋市長、JPN TAXIに試乗



静岡

茶業振興協議会と共催によるイベント開催。駅や繁華街で広報グッズを配布



愛知

JPN TAXI展示で車椅子試乗体験



千葉

JPN TAXI展示に県知事来場

子ども霞が関見学デー

平成29年8月2日・3日に「子ども霞が関見学デー」が開催されました。公共交通機関としてのタクシーの様々なはたらきについて紹介。また、全国各地で活躍するタクシーのミニチュア展示等を通じて、タクシーを身近に感じてもらう。国土交通省の来場者数は3,836人。



（国土交通省の玄関前広場と室内）



情報検索サイト

<http://www.taxi-guide.jp/>

都道府県協会一覧

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

「全国タクシーガイド」

「全国タクシーガイド」は、全国各地の5,100社を超えるハイヤー・タクシー事業者（法人タクシーの9割）に関する日本最大規模の情報検索サイトです。利用者の方々は、観光、福祉、育児支援、妊婦応援、タクシー代行などのサービスを行っている会社を、都道府県の各市町村別に知ることができます。

遠方に急な出張！

観光旅行の準備！

予定外の飲み会！



タクシー情報が必要なシーンに、自宅から、職場から、出先から、即検索！

遠く離れて土地勘のない地域のタクシー会社（事業者）の情報も、全国タクシーガイドでわかりやすくご案内します。



目的をチョイス >>>>> 地域をチョイス >>>>> タクシー決定！

※実際の画面とは異なります。

外国人向けページ >for foreigners をクリックしてください。



全タク連のホームページ

全タク連では定期刊行物の発行をはじめとして、ホームページにおいて各種資料の提供及び情報公開に努めています。

また、各都道府県ハイヤー・タクシー協会においてもホームページ或いは刊行物の発行などにより情報の提供を行っています。

全タク連は、一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会の略称です。

全タク連HP <http://www.taxi-japan.or.jp>



団体名	所在地	電話・FAX
(一社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171 FAX: 011-551-0161
(一社)青森県タクシー協会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0545 FAX: 017-739-0448
(一社)岩手県タクシー協会	〒020-0891 紫波郡矢町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館	019-638-1761 FAX: 019-637-3109
(一社)宮城県タクシー協会	〒984-0002 仙台市若林区卸町東3-2-38	022-288-1113 FAX: 022-288-1114
(一社)秋田県ハイヤー協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-864-1351 FAX: 018-864-1353
(一社)山形県ハイヤー協会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館	023-686-2505 FAX: 023-686-2503
(一社)福島県タクシー協会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-2028 FAX: 024-546-9845
(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0913 水戸市見川町2440-1 茨城県トラック総合会館内	029-297-7131 FAX: 029-297-7132
(一社)栃木県タクシー協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館	028-658-2411 FAX: 028-659-4512
(一社)群馬県タクシー協会	〒379-2166 前橋市野中町588	027-261-2071 FAX: 027-263-0611
(一社)埼玉県乗用自動車協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル	048-863-6431 FAX: 048-863-7833
(一社)千葉県タクシー協会	〒261-0002 千葉市美浜区新港212-2 千葉県交通会館	043-243-2460 FAX: 043-248-6306
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館	03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665
(一社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤー・タクシー協会	045-241-3577 FAX: 045-241-3581
(一社)山梨県タクシー協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐栢1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1212 FAX: 055-262-1213
(一社)新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイタク会館	025-241-8677 FAX: 025-247-0655
富山県タクシー協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622 FAX: 076-423-0631
(一社)石川県タクシー協会	〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348 FAX: 076-268-1349
(一社)長野県タクシー協会	〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー協会	026-227-7177 FAX: 026-228-9558
(一社)福井県タクシー協会	〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723
岐阜県タクシー協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728 FAX: 058-279-3677
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401 FAX: 054-261-1403
愛知県タクシー協議会	愛知県タクシー協会 名古屋タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館 052-881-1315 FAX: 052-872-0968 〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館 052-871-0601 FAX: 052-871-8715
(一社)三重県タクシー協会	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車会館議事所会館	059-234-8438 FAX: 059-234-8448
(一社)滋賀県タクシー協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8261 FAX: 077-585-8262
(一社)京都府タクシー協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6518 FAX: 075-682-5325
(一社)大阪タクシー協会	〒541-0059 大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル	06-6125-5400 FAX: 06-6125-5445
(一社)兵庫県タクシー協会	〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-34	078-341-6036 FAX: 078-341-5617
(一社)奈良県タクシー協会	〒639-1037 大和郡山形市額田部北町981-8 奈良県自動車会館	0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181
(一社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150 FAX: 073-422-3351
(一社)鳥取県ハイヤー・タクシー協会	〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (一社)鳥取県バス協会内	0857-22-4689 FAX: 0857-21-8670
(一社)島根県旅客自動車協会	〒690-0024 松江市馬場町64-3	0852-37-0334 FAX: 0852-37-1158
(一社)岡山県タクシー協会	〒703-8286 岡山市中区旭東町2-10-8 岡山県タクシー協会	086-272-3451 FAX: 086-273-7475
(一社)広島県タクシー協会	〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー協会会館	082-233-9155 FAX: 082-293-9296
(一社)山口県タクシー協会	〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館	083-922-5110 FAX: 083-922-4303
徳島県タクシー協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館	088-641-4116 FAX: 088-641-4646
香川県タクシー協同組合	〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館	087-821-8513 FAX: 087-823-3617
(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481 FAX: 089-947-6721
高知県ハイヤー・タクシー協議会	(一社)高知県ハイヤー協会 高知県ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館 088-866-6555 FAX: 088-866-6556 〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館 088-866-0520 FAX: 088-866-6741
(一社)福岡県タクシー協会	〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー協会ビル	092-474-8340 FAX: 092-474-8350
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車協会会館	095-838-2664 FAX: 095-839-8400
(一社)熊本県タクシー協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-14-31 熊本県タクシー協会	096-368-4101 FAX: 096-365-5986
(一社)大分県タクシー協会	〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館	097-558-5759 FAX: 097-558-5756
(一社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-24	0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320
(一社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー協会	099-222-3255 FAX: 099-222-3653
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4	098-855-1344 FAX: 098-853-5075

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人：川鍋一郎
編集人：神谷俊広
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館3階
TEL. 03(3239)1531(代表) / FAX. 03(3239)1619
URL : <http://www.taxi-japan.or.jp>
E-mail : info@taxi-japan.or.jp

制作協力：(株)東京交通新聞社

ドア・ツー・ドアの公共交通機関である **タクシー** は
国民生活の足、地域の活力の維持・地方創生の担い手として
安全・安心・快適をモットーに
これからも国民の皆様のために頑張ります。

ご声援よろしく申し上げます！

